



13. がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

がけ地の崩壊等の恐れがある区域に建っている住宅を安全な場所に移転することを促進するため、危険住宅の除却費と新たな住宅の建設費等に対し補助します。

対象者	対象となる危険住宅の移転を行う人で、市税を完納している人
対象建物	①災害危険区域の住宅 (新潟県建築基準条例第6条で指定した区域) ②建築を制限しているがけ付近の区域の住宅 (新潟県建築基準条例第8条で指定した区域) ③土砂災害特別警戒区域の住宅 (新潟県知事が指定した区域) ※住宅を建築した時期などに制限があります。詳細はお問い合わせ下さい。
対象事業	①危険住宅の除却等に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修に要する費用 ※住宅の建設等のため金融機関等から融資を受けた借入金の利子相当額が対象です。
補助限度額	①危険住宅の除却等 ・除却費：実費相当額 (※標準建設費等通知に定める除却工事を限度とする) ・引越費用等：975,000 円 ②危険住宅に代わる住宅の建設、購入又は改修（利子補給） ・建物：3,250,000 円 ・土地： 960,000 円
受付期間	補助金交付は令和8年度となります。申請には事前相談が必要です。 事前相談：令和7年9月30日（火）まで 申請受付：令和8年4月1日（水）から令和8年5月29日（金）まで

問合せ

見附市 建設課 TEL:0258-62-1700(内線 244) FAX:0258-63-5775